

# 事務局説明資料

2024年3月22日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

# 対外連携・情報発信の強化及びロゴを活用した本ガイドラインの考え方の普及促進状況

企業、団体といったステークホルダーと連携し、知財・無形資産ガバナンスガイドライン（以下、本ガイドラインとする）への認知を広げるため、講演、個別説明会、執筆活動等を推進した。また、本ガイドラインの考え方を関係者の目に触れる機会を増やすために、本ガイドラインのロゴを統合報告書等に記載することを促した。

対象期間：2024/3/28～2025/3/21

	講演	個別説明会	執筆	計	ロゴ申請社数
実施回数	27	30	4	61	5

講演主催者	主な対象者
知財実務オンライン	企業知財/特許事務所
企業研究会	企業知財/特許事務所
ESG情報開示研究会	企業IR
スチュワードシップ研究会/ 機関投資家協働対話フォーラム	証券アナリスト
A社/B社	企業IR
日本知財学会経営デザイン分科会	コンサルタント/企業知財/ 特許事務所
科学と金融による未来創造イニシアティブ	投資家
C社	企業IR
すごい知財EXPO	企業知財/特許事務所
日本弁理士会関西特許研究会	企業知財/特許事務所
ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ	証券アナリスト
NIKKEI知財・無形資産シンポジウム	投資家/企業知財
D社	投資家
日本取締役協会	社外取締役
日本知財学会シンポジウム	弁理士/企業知財
E社	投資家

講演主催者	主な対象者
WICI欧州カンファレンス	投資家/金融機関
全国銀行協会	金融機関
F社	投資家
日本弁理士会	企業知財/特許事務所
日本知的財産協会	企業知財
日本経済団体連合会	企業IR/企業知財/ 特許事務所
日本金融人材育成協会	企業経営アドバイザー
21世紀金融行動原則	金融機関
日本弁理士会	企業知財/特許事務所
日本技術士会	技術士
G社/H社	企業IR

執筆媒体	主な対象者
旬刊経理情報	企業経理/企業IR
旬刊商事法務	企業法務
IR-COM	企業IR
証券アナリストジャーナル	証券アナリスト

※個別説明会については、個社名のため記載は省略

# 投資家とのヒアリング結果（7社）

## 1. 知財・無形資産ガバナンスガイドライン改訂の影響や本ガイドラインの活用状況

- ① 従来、知財・無形資産は企業の中で黒子の位置付けであったため、企業は投資家と知財・無形資産に関する対話をしてこなかったが、知財・無形資産に関しても定期的な対話をしていこうという事例がでてきた。また、本ガイドラインに触発される企業の数は未だ多くはないが、着実に増加している。（複数社回答）
- ② 知財・無形資産戦略の策定・実行は、どの部門が指揮を執るのかで実行性が大きく変わる。経営責任者が直接指揮を執る場合は上手くいくが、知財部門が指揮を執る場合は全社戦略としての実行が困難な場合が多い。また、知財・無形資産の議論は、経営にどのように組込むかが重要であり、取締役会等で議論すべき内容である。

## 2. 投資家と企業との対話状況

- ① やりたいこと・やってきたこと（WHAT）に関する企業の開示は進んできているが、今後どのようにやっていくのか（HOW）、なぜやる必要があるのか（WHY）に関する開示は、未だ不足しているケースが多い。知財・無形資産に関する企業からの開示情報を増やすことで、投資家は企業とより適切な対話をするようになる。（複数社回答）
- ② 知財・無形資産を活用した効果が財務情報に出るまでには時間が掛かるため、企業としては、まずは短期的な改善成果が出やすい取組を優先して開示しているのではないかと。

## 3. 知財・無形資産と企業価値とのつながり

- ① 非財務情報を活用した企業の中長期的な持続的成長性を評価する独自指標による評価を実施している。
- ② 知財・無形資産がどのように財務情報に接続されるのかが不明なため、知財・無形資産は投資判断に活用し難い。

## 4. 要望等

- ① 知財・無形資産に関する基準となる指標があれば、企業、投資家ともに当該指標を活用するのではないかと。（複数社回答）
- ② 知財・無形資産と財務情報が接続されている事例を公表していくことが必要ではないかと。
- ③ 知財部門の社内的地位が低く、取締役会等で知財・無形資産を議題に挙げるのが困難なため、企業は保有している知財・無形資産の価値を活かしきれていないのではないかと。

# コンサルティング会社とのヒアリング結果（6社）

## **1. 知財・無形資産ガバナンスガイドライン改訂の影響や本ガイドラインの活用状況**

- ① ガイドラインは企業の知財部を中心に普及が進んでいる。
- ② コーポレートガバナンス・コード改訂に伴い、企業側における知財・無形資産の開示は進んでいると感じる。
- ③ 長期的な視点で企業価値を変える可能性のある要素として、投資家における知財・無形資産の注目度は近年高まっている。
- ④ ガイドライン提示の改革は企業変革で全社視点が必要なため、実行主体が知財部で良いかという問題がある。

## **2. 投資家と企業との対話状況**

- ① 日本企業はIR資料を開示するのみで、投資リターンに結び付くストーリーまで踏み込んで投資家と議論している企業は少ない。
- ② 企業との対話において、多くの投資家は知財・無形資産に接する機会が少なく、知財・無形資産を未だ投資判断に活用できていない。

## **3. 知財・無形資産と企業価値とのつながり**

- ① 日本企業は知財・無形資産の管理や価値評価ができていないため、知財・無形資産分の価格転嫁ができていない。

## **4. 要望等**

- ① 重要特許の金銭的価値算定方法はいくつか提案はされているものの一長一短があり、未だ定型理論には至っていないため、アカデミアを含めて取り組んで欲しい。
- ② 知財・無形資産の概念の広さを繰り返し広めていく必要がある。
- ③ 日本ではブランドが知財・無形資産に含まれていることを意識している企業が少ないため、ブランドに力を入れることが必要ではないか。

# 企業とのヒアリング結果（14社）

## 1. 知財・無形資産ガバナンスガイドライン改訂の影響や本ガイドラインの活用状況

- ① 知財組織の配置・構成について、技術部門と知財部門が一体となった事例やマーケティング本部の傘下に配置された事例、経営企画の担当役員直下に配置された事例等の新たな試みがなされている。また、経営層をメンバーとする知財戦略に関する会議体を新たに設置した事例も出てきた。（複数社回答）
- ② 社外取締役からの助言を契機に、取締役会で知財戦略に関する報告や本ガイドラインを活用。具体的な活用事例としては、統合報告書に記載する内容の確認に本ガイドラインを使用した。（複数社回答）
- ③ CGC改訂が転換点となり、本ガイドラインの“ストーリー”や知財投資、知財戦略を意識して開示するようになった。他方、開示内容に関する投資家から反応は少ない。（複数社回答）

## 2. 投資家と企業との対話状況

- ① 投資家向け説明会の中で知財戦略に関する説明を実施した事例や知財部門主催で投資家向け説明会を開催した事例が出てきた。また、投資家からの知財・無形資産の活用戦略の開示要請を契機に、知財部門と投資家との対話が増加した。（複数社回答）
- ② 企業と投資家との対話において、知財・無形資産に関する質問はほとんどないため、知財部門が対話に同席することは少ない。他方、技術に関する説明は投資家には伝わりやすく、投資家からの質問も多い。（複数社回答）
- ③ 投資家向け説明会は、企業が説明し投資家は質問するという一方向であり、双方向のやり取りになりにくい。また、形式的な質問のみで質の高い議論が出来ない投資家もいる。（複数社回答）

## 3. 知財・無形資産と企業価値とのつながり

- ① 従来はブランドの金額換算を行うことが困難であったが、ISOでブランディング評価が標準化され活用している。また、ROICの考え方を基にした独自指標を社内管理として試行している。（複数社回答）
- ② 知財・無形資産と利益とのつながりに関する知見がないため、財務情報との接続に関する開示説明が漠然とした記載になる。
- ③ 単純な出願件数の開示ではなく、企業方針に関係する形で定量化できる部分（特許出願における技術分野割合等）を開示している。

## 4. 要望等

- ① 知財・無形資産に関するKPI等の定量化の議論が進むと、投資家の関心は高まるのかもしれない。（複数社回答）
- ② 投資家に評価される開示方法を参考にし、知財・無形資産の開示に関する好事例集を公表してほしい。（複数社回答）
- ③ 本ガイドラインを企業、投資家等に定着させることが必要ではないか。
- ④ 投資家の関心事は、財務情報に留まらず、顧客ネットワークやノウハウ、人的資本などの非財務情報へ移行している。

# ISSBにおける「アジェンダの優先度に関する協議」の議論の状況（1）

## 質問1 ISSB の活動の戦略的方向性及びバランス

- 質問 1 (a) ((a)新たな研究・基準設定プロジェクトの開始、(b)IFRS S1およびIFRS S2の導入サポート、(c)ISSB基準的を絞った拡充、④SASB基準の強化、の優先順位付け) に対する回答者の状況は以下の通り。

Activity	Highest priority	Lowest priority
Beginning new research and standard-setting projects	Some	Some
Supporting the implementation of IFRS S1 and IFRS S2	Most	A few
Researching targeted enhancements to the ISSB Standards	A few	Some
Enhancing the SASB Standards	A few	Some

Most > Many > Some > A few

- ISSBの各活動に重点を置くべき相対的なレベルについて、ISSBスタッフは以下を推奨：
- (a) 「IFRS S1およびIFRS S2の導入サポート」に高いレベルの焦点を当てる
  - (b) 「IFRS S1およびIFRS S2の導入サポート」よりもやや低めだが、「SASB基準の強化」と「新たな研究・基準設定プロジェクトの開始」に同じレベルの重点を置く
  - (c) 相互運用性、IASBとの接続性、ステークホルダー・エンゲージメントといった中核的な活動については、いずれもどのレベルに重点を置くかは規定しない。これらはISSBの他の活動に含まれる作業の基礎となり、その作業に組み込まれる。



## ISSBにおける「アジェンダの優先度に関する協議」の議論の状況（2）

### 質問3 提案されたプロジェクトの優先順位

- 過半数の回答者はISSBが複数のプロジェクトに取り組むことを推奨し、残りの回答者は単一のプロジェクトに取り組むことを推奨。
- 単一のプロジェクトを推奨した回答者においても、複数のプロジェクトを推奨した回答者においても、優先させるべきプロジェクトについてのコンセンサスは得られなかった。各プロジェクトを優先すべきと回答した回答者の状況は以下のとおり。

Topic	Single Project	More than one project
BEES	Some	Most
Human capital	A few	Most
Human rights	A few	Most
Integration in reporting	Some	Many
'Other' recommended project	A few	A few

Most > Many > Some > A few

### 質問7 報告における統合

- 情報要請の回答者のうち：
  - 約4分の1が、提案された3つの持続可能性関連トピックに比べ、「報告における統合」の優先度を高くしている。
  - 約4分の1が、「報告における統合」は重要であると回答したが、提案された3つの持続可能性関連トピックと比較して、優先度の高いまたは低いプロジェクトとしてランク付けしなかった。
  - 約半数が、「報告における統合」を、提案された3つの持続可能性関連トピックと比べて優先度が低いとするか、そのプロジェクトについてまったくコメントせず、他のプロジェクトや活動に集中するようISSBに求めた。
- 情報要請に対する回答者の約半数は、「報告における統合」を進めるべきであるとコメントし、そのほとんどは、ISSBとIASBの協働を支持していた。少数の例外を除き、進めるべきとしたほぼ全ての回答者が、IASBのマネジメント・コメントリー公開草案と統合報告フレームワークの両方を基盤とすることを提案している。

## 御議論頂きたい事項①

本日のプレゼンテーション、事務局説明を踏まえ、以下の点について御議論頂きたい。

(知財・無形資産ガバナンスガイドラインの普及・活用)

知財・無形資産を開示する企業は増加してきており、投資家における知財・無形資産の注目度も徐々に高まっている。

- ↓
1. **本ガイドラインの更なる普及・活用に向けて、講演や執筆等の普及活動に加えて、今後、どのような活動が必要と考えられるか。**

知財部門主催で投資家向け説明会を開催する先駆的な企業が出てきた一方、知財・無形資産に関する投資家と企業との対話の質は未だ玉石混交。

- ↓
2. **コミュニケーション・フレームワークを活用した更なる建設的な対話に向けて、企業や投資家・金融機関は何をすることが望ましいか。**

独自指標を社内管理として試行する企業が出てきた一方、知財・無形資産と利益とのつながりの知見がないため、説明が漠然となってしまう。

- ↓
3. **特に、企業の中で持続的な企業価値の向上につながる知財・無形資産（＝自社の強み）を把握し、積極的に開示したことによる効果・変化は、どのようなものが考えられるか。また、見えてきた課題はどのようなもので、企業や投資家・金融機関は今後何をすることが望ましいか。**



## 御議論頂きたい事項②

本日のプレゼンテーション、事務局説明を踏まえ、以下の点について御議論頂きたい。

(投資判断に活かされる情報開示)

4. **インパクト加重会計やESG-EBIT、GXに関する技術情報等、企業は企業価値向上につながる様々な情報開示を試みているが、そのような取組をどのように評価しているのか。また、今後、どのような情報開示が投資判断に活かされていくと考えられるか。**

(イノベーションマネジメントの高度化)

5. **企業は、競争力の源泉となっている知財・無形資産の収益や企業価値への繋がりをどのようにして把握することが望ましいか。また、イノベーションボックス税制の導入を契機に、企業におけるイノベーションマネジメントはどのように高度化していくべきか。他方、投資家は企業へどのような問いかけをすべきか。**

# 參考資料

# 講演におけるアンケート結果

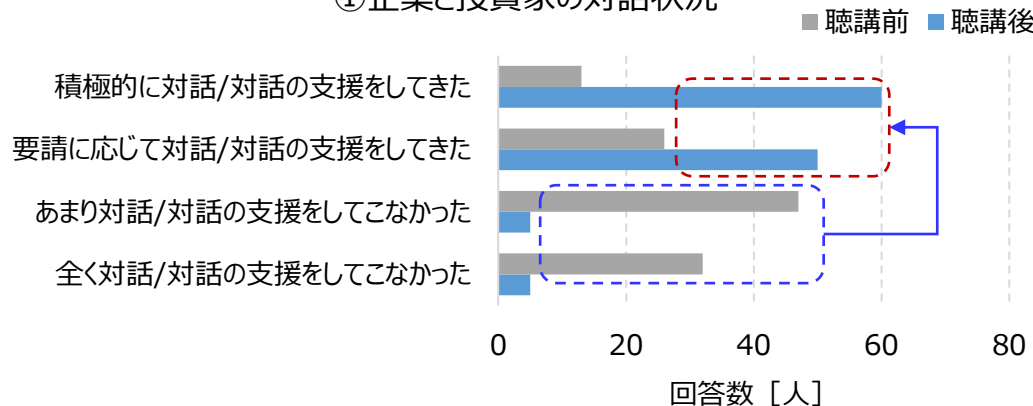
【備考】

➢ 回答者数：118名

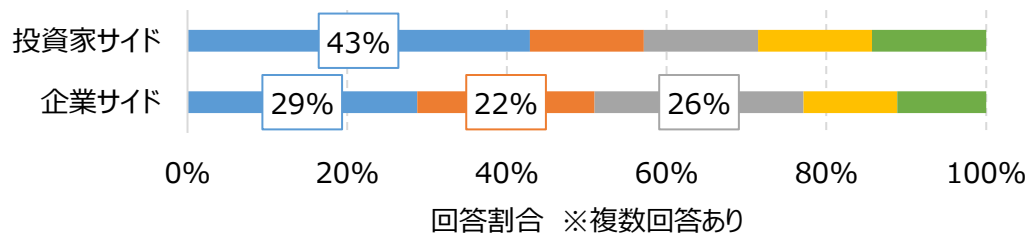
➢ 企業サイドは「弁理士/取締役/企業担当者」、投資家サイドは「証券アナリスト/投資家」からの回答を集計

- ①：講演を聴講したことにより、「あまり対話/全く対話をしてこなかった」層の大多数が「積極的に対話/要請に応じて対話をしていきたい」層へ移行した。すなわち、企業と投資家の対話に関する行動変容において、講演活動は有用であり、本ガイドラインの更なる普及活動が重要と考えられる。
- ②：企業と投資家の対話において、企業と投資家ともに「企業からの充実した開示」が求められている。
- ③：企業と投資家ともに大きな偏りがなく、コミュニケーション・フレームワークの全ての項目が役に立つと認識されている。

①企業と投資家の対話状況

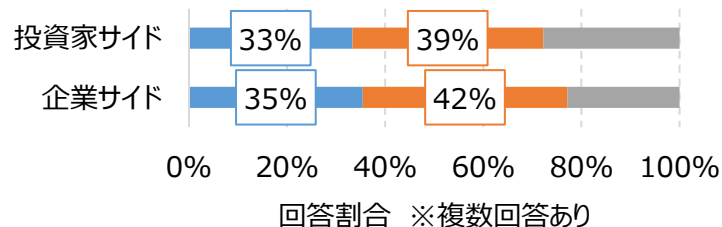


②企業と投資家の対話に必要なと思う事項



- 企業からの充実した開示
- 企業による対話の姿勢
- 企業における知財戦略の構築
- 投資家による知財の評価能力
- 投資家による対話の姿勢

③コミュニケーション・フレームワークの内対話において役立つと思った項目



- ストーリー
- 企図する因果パス
- 経営指標と紐付けた説明

# ISSBによる「アジェンダの優先度に関する協議」への意見書提出（1）

- ESG情報等の非財務情報の開示の重要度の高まりを受け、様々な機関で人権、生物多様性を含むサステナビリティ基準が並立。
- サステナビリティ基準における複雑性の低減と比較可能性を実現するために、2021年11月にIFRS財団の中に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設立。緊急性があることから、気候変動を最優先に基準を検討し、2023年6月に設立後初めての基準となるIFRS S1号（一般要件）及びIFRS S2号（気候関連）を公表。
- 2023年5月 情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」を公表。2024年からの二年間の活動に関する次のアジェンダの優先度に関して意見を求めた。（〆切：9月1日）

## 【アジェンダの優先度に関する協議の内容】

- ISSBの活動の戦略的方向性及びバランス（質問1）
- 新たなプロジェクトを作業計画に追加するにあたり、ISSBが用いる評価規準（質問2）
- プロジェクト案の優先順位及びプロジェクトの進め方（質問3）
- 次の4つのプロジェクト案に対する優先順位等のフィードバック（質問4から質問7）

- ✓ 生物多様性、生態系及び生態系サービス
- ✓ 人的資本
- ✓ 人権
- ✓ 報告における統合プロジェクト（integration in reporting）

### 「アジェンダの優先度に関する協議」に対する当方の対応

- 生物多様性等個別のトピックスの議論も重要ではあるが、企業の形式的な順守や「開示疲れ」を誘発する恐れ。企業活動を制限しかねない欧州主導の動きに対して、中長期的な企業価値創造に関連する開示を重視する統合思考を主張する必要。
- 以下の考えを今後のISSBにおける検討に反映させるため、ガイドライン作成主体である「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」名で意見書を提出済。
  - 日本に根付いている統合思考の考え方（800社以上が統合報告書を任意で発行）
  - 知財・無形資産への投資・活用がサステナビリティ課題の解決に必要な不可欠な点

### 【意見書の概要】

- サステナビリティ課題の解決につながる革新的な製品・サービスの顧客提供のためには、知財・無形資産への投資・活用は必要不可欠。
- 報告における統合プロジェクトを優先的に進めるべき。
  - 投資家が企業価値全体を適切に評価するため、個別のトピック（例：生物多様性）の情報がそれぞれ開示されている状況では全体の企業価値への影響が判断されにくい。
  - サステナビリティ課題の解決策となる製品・サービスを企業が持続的に提供する環境を整備するため。そのために企業と投資家等が建設的な対話を重ね、企業価値創造と投資資金の獲得という好循環を実現することが必要。
- 本ガイドラインで記載されている、企業と投資家・金融機関の対話の促進に使える「コミュニケーション・フレームワーク」の概念を「報告における統合」の基準に導入すべき。

# 知的資本投資の可視化

- 近年、ESG投資への要請が高まっており、将来的な企業価値を評価する上で、知財・無形資産に関する情報の開示が投資家から要請されている。
- 知財・無形資産の投資は単年度「費用」ではなく「資産」の形成という発想を持ち、安易に削減対象にすることのないように意識することが重要。

## ■ バルーク・レブ教授らによる無形資産に係る会計処理への批判

バルーク・レブ教授らは、会計情報において無形資産が適切に説明されていない点を痛烈に批判。

また、同じ無形資産であるにもかかわらず、外部から購入してきた場合には資産計上されるのに対し、自社で創造・育成した場合には資産計上されないという、異なる扱いがされていることに疑問を呈している。

「それ自身では実質的な価値を創り出すことができない物的投資や金銭投資が、貸借対照表に満額で認識されるのに（中略）、特許、ブランド、ノウハウといった自己創出される無形資産—強力な価値創造主体—が即時に費用化される。つまり、損益計算書のなかで、将来ベネフィットのない経常的な費用（給与や貸借料など）として処理されていることは、なんと皮肉なことだろう。」

「さらに不可解なのは、コカ・コーラのようにブランドを育てた場合、一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）のもとでそれは資産ではないが、そのブランドを購入した場合は、貸借対照表に誇らしげに計上されるのだ。会計によって作り出された誤った経営者のインセンティブ—育てるより買って来た方がよい—を考えてみてほしい。財務諸表上の無形資産に関するこのばかげた会計処理は、貸借対照表と損益計算書の両方にかかり複雑に悪影響を与え、投資家を非常に混乱させている。」

出典：バルーク・レブ+フェン・ガー「会計の再生」

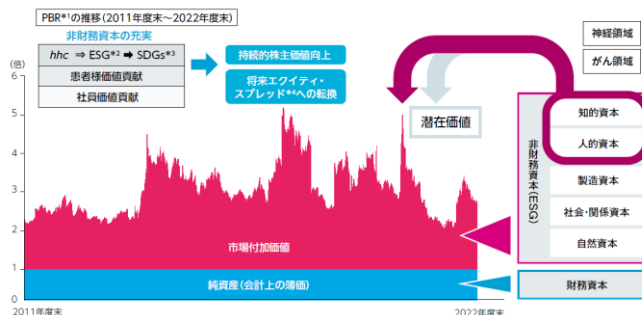
## 研究開発投資の見える化（エーザイの取組）

ESG Value-Based 損益計算書

(単位: 億円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
売上収益	6,428	6,956	6,459	7,562	7,444
売上原価	1,845	1,757	1,613	1,748	1,778
うち生産活動に関わる人件費 人的資本	136	142	142	162	166
従来の売上総利益	4,583	5,199	4,846	5,814	5,666
ESG 売上総利益	4,719	5,341	4,988	5,976	5,832
研究開発費	1,448	1,401	1,503	1,717	1,730
研究開発費 知的資本	1,448	1,401	1,503	1,717	1,730
(うち人件費)	456	464	474	541	647
販売管理費	2,282	2,563	2,814	3,664	3,583
うち営業活動に関わる人件費 人的資本	871	880	905	1,013	1,002
その他損益	9	20	△12	105	48
従来の営業利益	862	1,255	518	537	400
ESG EBIT	3,316	3,678	3,067	3,429	3,299

人件費や研究開発費等がPBR（株価純資産倍率）と正の相関関係があるとの分析に基づき、通常の営業利益に人件費、研究開発費を足し戻した数字を「ESG EBIT」と定義して開示。



PBR1倍を超える部分は、「知的資本」「人的資本」「製造資本」「社会・関係資本」「自然資本」といった5つの非財務資本の価値であると考えている。

出典：エーザイ株式会社「価値創造レポート2023」を基に事務局にて加工



インパクト加重会計とは、従業員、顧客、環境、社会等に対するESG企業活動の正・負のインパクトを算出し、財務諸表記載情報を補足する取組。ハーバードビジネススクールのジョージ・セラフェイム教授らが提唱。

## イーザイ DEC錠無償提供の社会的インパクトを 年間約1600億円と試算。

### 非財務資本の見える化：DEC錠無償提供の製品インパクト会計

当社は2014年から2018年の5年間で16億錠のDEC錠を開発途上国25カ国で無償提供しました。無償提供によって創出した社会的インパクトについて、柳・フーバーバーグ(2022)両氏がインパクト加重会計(IWA)方式で計算した結果\*1、約7兆円にのぼると算出されました(図表1)。この数値は薬剤により患者様および感染が回避できる方が取り戻せる労働時間に最低賃金を乗じ、対

象者数および平均余命を掛け合わせ、節減できるヘルスケアコストも加味し試算されました。ライフタイムの社会的インパクト約7兆円を平均余命(Benefit Cohort 1、2では43年、Benefit Cohort 3では33年)で割ることで、当社貢献分の年平均の社会的インパクトは、年間約1,600億円と算出されました。

図表1 DEC錠無償提供の社会的インパクト(2014年から2018年)

	ライフタイムの社会的インパクト	年平均の社会的インパクト
Benefit Cohort 1*1	7,696,728	178,994
Benefit Cohort 2*2	5,072,366	117,962
Benefit Cohort 3*3	765,921	23,210
社会的インパクトの合計	13,535,015	320,165
イーザイの貢献による社会的インパクト創出	6,767,507	160,083

(出典) 柳良平・フーバーバーグ「眺みられない健康増進薬無償提供の製品インパクト会計」(2022年資本市場研究会「非財務資本市場」9月号)  
\*1 Benefit Cohort 1: 重症感染症(MDA)によりリスク人口削減によりLFIに感染することが避けられた人々 \*2 Benefit Cohort 2: LFIに感染しながらも無償提供から臨床疾患への再発の悪化が回避できた人々 \*3 Benefit Cohort 3: LFIに感染して臨床疾患の罹患にありながらも悪化の悪化を回避できた人々

### DEC錠無償提供による社会的インパクト創出目標\*2

当社は、LFの制圧に向け、WHOなどと共にLF蔓延国に対してDEC錠を制圧達成まで提供し続けます。世界最大の蔓延国であるインドなどへの提供により、今後、さらに約1,200万人に貢献することを想定し(2014年から2018年間で約1,900万人に貢献)、2014年から2018年の無

償提供における社会的インパクトの計算と同じ手法により、2025年度および2030年度のDEC錠無償提供による社会的インパクトの目標値を算出しました(図表2)。その結果、2025年度には2,600億円、2030年度には2,800億円の社会的インパクトを創出すると試算されました。

図表2 DEC錠無償提供の社会的インパクト目標値(2025年度、2030年度)

	年平均の社会的インパクト	
	2025年度	2030年度
Benefit Cohort 1	約2,900億円	約3,300億円
Benefit Cohort 2	約2,000億円	約2,000億円
Benefit Cohort 3	約300億円	約300億円
社会的インパクトの合計	約5,200億円	約5,600億円
イーザイの貢献による社会的インパクトの創出	約2,600億円	約2,800億円

出典：イーザイ株式会社「価値創造レポート2023」を基に事務局にて加工

## SOMPOホールディングス 介護サービスの効率化による社会インパクトを 3.7兆円と試算。

### 4 SOMPOが生み出す社会インパクト

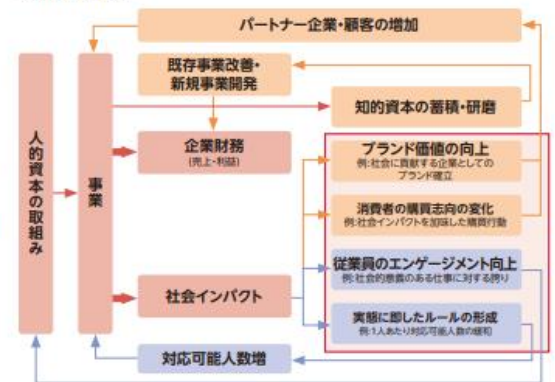
#### 社会インパクトの将来財務へのつながり

インパクトパスの整理と金銭価値化により、事業規模を超えて生み出される社会インパクトを明らかにしていきます。

以下の4つのパスが社会インパクトから将来の財務価値につながるルートです。これらのパスを通じて、人的資本の向上やパートナー企業・顧客の増加につながり、財務価値向上へと至ると考えています。

- ①ブランド価値の向上
- ②消費者の購買志向の変化
- ③従業員エンゲージメント向上
- ④実態に即したルールの形成

<介護事業の例>



### 社会インパクトの算出事例：「egaku」が創出する社会インパクト [egaku] ▶ P.26

「egaku」は、デジタル化支援サービス、データ活用サービス、プロフェッショナルサービスの3つから構成されており、これらのサービスの展開によって介護事業者の生産性向上、職員のエンゲージメント向上、介護の仕事の魅力向上を実現していきます。2040年には22万人\*1の介護人材需給ギャップを解消し、最大88万人\*2の高齢者を支えることを目指します。これによって介護を理由とした離職などを防ぎ、GDP換算で最大3.7兆円 of 社会インパクトを創出すると試算しています。



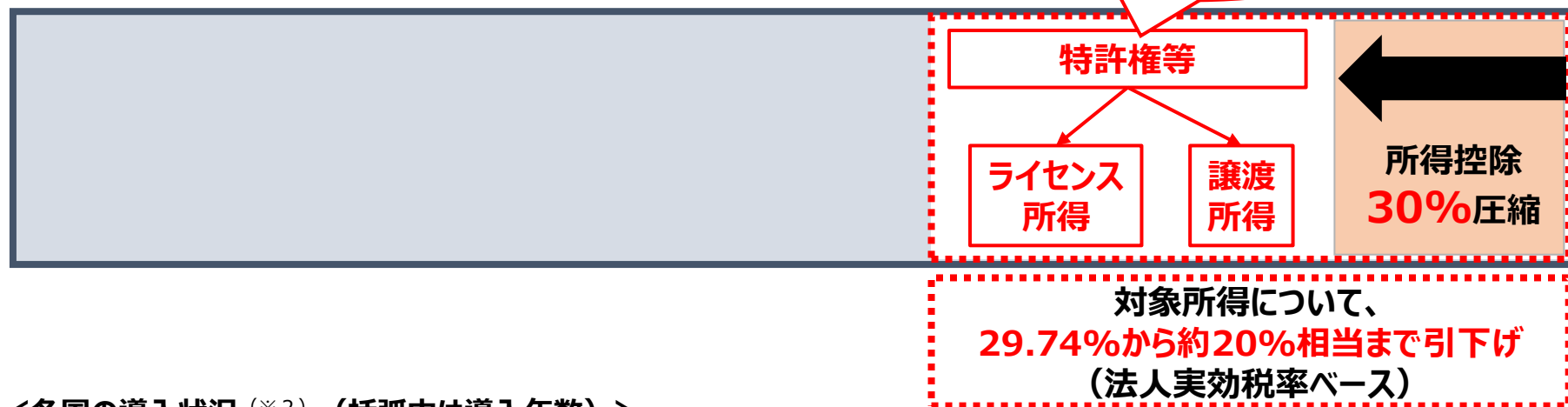
\*1 施設系の30%、在宅系の10%に「egaku」を展開し、導入事業者はSOMPOケア同様に必要人材の減少・介護人材の増加を達成すると仮定  
\*2 規制緩和により1人の介護人材が4人の高齢者を支えることができたことと仮定

出典：SOMPOホールディングス株式会社「統合レポート2023」を基に事務局にて加工

- イノベーションの国際競争が激化する中、**研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押し**することを目的として、**特許やソフトウェア等の知財から生じる所得に減税措置を適用するイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）を創設する。**
- 2000年代から**欧州各国で導入**が始まり、直近では**シンガポールやインド、香港といったアジア諸国でも導入・検討**が進展。

## イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）のイメージ

- : 課税所得全体
- ▭ (点線) : 本税制の対象となる所得



## <各国の導入状況 (※2) (括弧内は導入年数)>

フランス (2001)、ベルギー (2007)、オランダ (2007)、中国 (2008)、スイス (2011)、イギリス (2013)、韓国 (※3) (2014)、アイルランド (2016)、インド (2017)、イスラエル (2017)、シンガポール (2018)、香港 (2024目標)、オーストラリア (検討中)

(※2) 米国には、無形資産由来の所得に係る制度として、FDII、GILTIが存在

(※3) 韓国では中小企業を対象とした制度

# イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の概要

- 措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- 所得控除率：30%
- 所得控除額算定式

$$\text{所得控除額} = \text{制度対象所得} \times \frac{\text{知財開発のための適格支出}}{\text{知財開発のための支出総額}} \times \text{所得控除率(30\%)}$$

知財由来の所得

## ①対象となる知的財産の範囲

- 特許権
- AI関連のソフトウェアの著作権  
(令和6年4月1日以降に取得したもの)

## ②対象となる所得の範囲

- 知財のライセンス所得（子会社等からのライセンス所得を除く）
- 知財の譲渡所得（子会社等及び海外からの譲渡所得を除く）

## ③自己創出比率の計算方法

- 企業が主に「国内で」、「自ら」行った研究開発の割合

※ 本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。

## ■今後の動き ※予定

令和6年

～3月

～6月

順次

租税特別措置法の改正  
産業競争力強化法の改正  
実施省令・告示の整備  
ガイドラインの整備

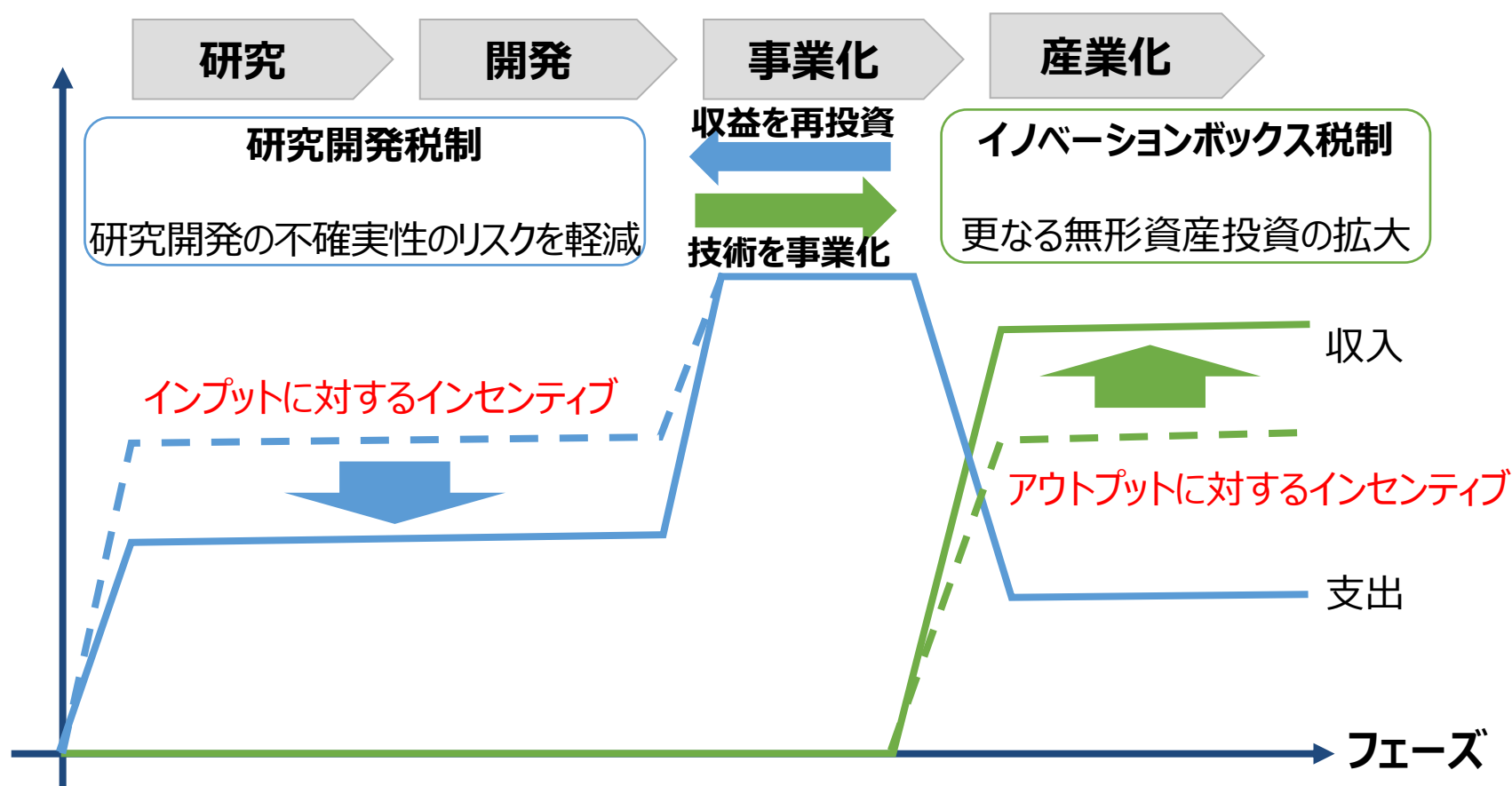
・ライセンス等に含まれる知財が制度対象知財であること  
・当該知財が、企業自ら国内で創出したものであること 等を経済産業省が確認

令和7年

4月1日 イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）施行

## (参考) 研究開発税制とイノベーション拠点税制との関係

- **研究開発税制**は、研究開発の不確実性のリスクを軽減し**研究開発投資を促進**するもの。
  - その上で、**イノベーション拠点税制**は、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、**民間による無形資産投資を一層促す**もの。
- ➔ **研究開発投資の促進**と**無形資産投資の促進**の両輪でイノベーションを推進することが必要。



# 投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：個別テーマ

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例
<ul style="list-style-type: none"><li>自社の企業戦略、サステナビリティの観点から<u>重要と考えられるトピック</u>について、サステナビリティの記載欄でストーリーを持って開示することは、わかりやすさの観点から有用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>セイコーエプソン株式会社(5-4～5-5)</li><li>株式会社カプコン(5-6)</li><li>伊藤忠テクノソリューションズ株式会社(5-7～5-8)</li><li>三井物産株式会社(5-9)</li><li>日立建機株式会社(5-10)</li><li>JFEホールディングス株式会社(5-11～5-12)</li><li>株式会社ジェイテクト(5-13)</li><li>株式会社阿波銀行(5-14)</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>戦略の中で<u>知財ポートフォリオの考え方</u>について開示することは有用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>セイコーエプソン株式会社(5-4～5-5)</li><li>株式会社カプコン(5-6)</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>情報については、情報セキュリティのリスクやリスクコントロールといったリスク情報の記載だけでなく、例えば、DXの取組み等、<u>機会</u>に関する開示することが有用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>セイコーエプソン株式会社(5-4～5-5)</li><li>株式会社カプコン(5-6)</li><li>伊藤忠テクノソリューションズ株式会社(5-7～5-8)</li><li>日立建機株式会社(5-10)</li></ul>



# 好事例として取り上げた企業の主な取組み①（セイコーエプソン株式会社）

## 好事例として着目したポイント

➤ 知的財産による企業価値向上、成長戦略の考え方について端的に記載

### セイコーエプソン株式会社（1/2）有価証券報告書（2023年3月期） P41-43 考え方

【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

#### (4) 知的財産

エプソンにおいて知的財産を管轄する知的財産本部のミッションは、「知的財産権だけでなく、ブランドやデータなどを含む広い意味での「知的財産」を価値に変換し、企業価値の持続的成長の実現を支援する」ことにあります。

知的財産本部は、パーパスに基づく長期ビジョンが目指す「持続可能でこころ豊かな社会」の実現のため、経営・事業部・開発部門・戦略部門と密接に連携し、あらゆる知的財産を事業成長の支援のために主体的（Proactive）に活用することにより、知的財産を企業価値に変換し、その弛まぬ活動の展開によって、企業価値の持続的成長の実現を支援しています。

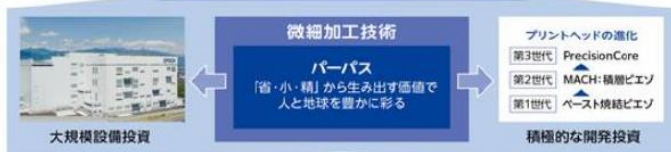
例えば、エプソンの競争優位の源泉の一つに創業以来培われてきた微細加工技術があります。独創のマイクロエプソンプリントヘッドは、この微細加工技術によって磨き上げられただけでなく、当社の強力な知的財産による保護のもとで、自社の豊富なラインアップのプリンターへの搭載、さらには積極的な大規模設備投資による量産化が実現し、ラインアップ拡充による事業成長が進んでいます。また、プリントヘッドの外販も可能となりました。商業・産業分野のさまざまなお客様に当社プリントヘッドを利用いただくことが、デジタル印刷市場の拡大につながっています。

また、スタートアップへの出資やオープンイノベーションによる第三者との共創による、ポテンシャルの高い新規市場の開拓も、知的財産面からの支援により加速しています。

このように、知的財産を基盤とすることにより、ビジネスの好循環が実現され、研究開発へのさらなる投資が可能となり、当社プリントヘッドは格段の進化を遂げて、その競争優位性を持続的に高めることができるのです。

すなわち、このような成長戦略ストーリーを支えるもの、それが私たちが創出する知的財産なのです。

#### ■ 知的財産による成長戦略ストーリー

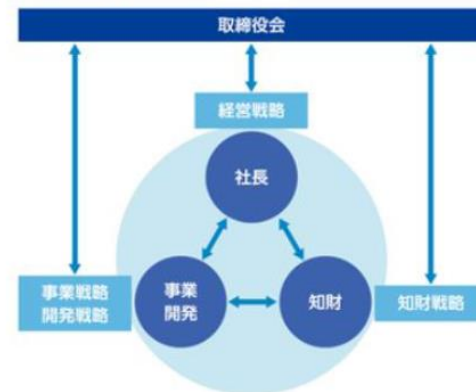


#### ① ガバナンス

エプソンでは、独自のコア技術を守るための開発戦略や事業戦略と連動した知財戦略を策定するにあたり、事業ごとの「事業部長/開発本部長、知的財産本部長による2者懇談会」を開催し、必要に応じて「社長、事業部長/開発本部長、知的財産本部長による3者懇談会」も開催しています。

また、知的財産戦略については定期的に取締役会で報告・議論し、戦略に反映しています。直近の取締役会では、これまでの新規ビジネス創出支援での取り組み実績を踏まえ「Epson 25 Renewed」の実現に向けた今後の活動の方向性について確認されています。

#### ■ 知的財産戦略の推進体制



出典：金融庁「記述情報の開示の好事例集2023」（2023年12月27日）を基に事務局にて加工（ハイライト部）



# 好事例として取り上げた企業の主な取組み②（セイコーエプソン株式会社）

## 好事例として着目したポイント

➤ 知的財産に基づくイノベーション支援等、企業価値の持続的成長を実現するために行っている活動について具体的に記載

### セイコーエプソン株式会社（2/2）有価証券報告書（2023年3月期） P41-43

戦略

【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

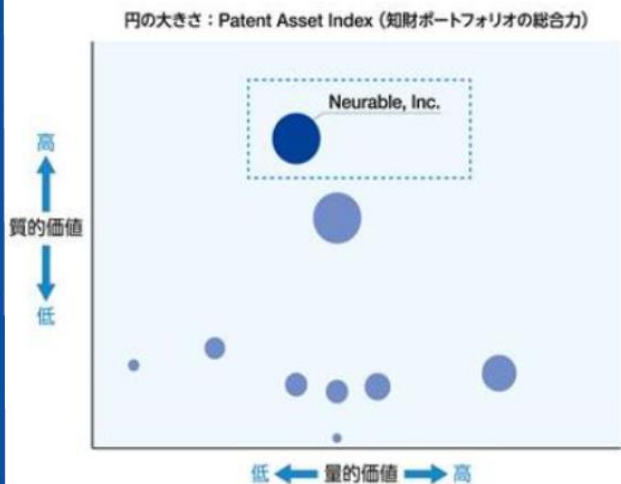
#### ②戦略

エプソンは、知的財産を基盤として新たなビジネスの好循環を引き起こし、知的財産を企業価値に変換し、企業価値の持続的成長を実現するため、知的財産に基づくイノベーション支援、共創・DX支援、ブランド支援の活動を展開しています。

#### <イノベーション支援：事業戦略・開発戦略を方向付けるIPランドスケープ>

エプソンの知的財産活動は、自社の知的財産を活用して、持続的な競争優位性を確保する活動に加え、他社と当社が持つ知的財産を掛け合わせて新たな事業創出を方向付ける取り組みを始めています。社会における技術開発動向やそこへの各社の取り組み状況、さらにはその技術開発に関連する当社の強み・弱み、などを俯瞰的に紐付けて分析するIPランドスケープを通して、当社が取り組むべき領域や技術開発の方向性を見極めています。

このような活動の一環として、エプソンが設立したCVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）であるエプソングループインベストメント（株）がスタートアップへの出資を判断するにあたり、スタートアップ企業が保有する知的財産の価値評価を行いました。例えば、下図は、脳波を活用したBCI（Brain Computer Interface）技術開発のスタートアップであるNeurable, Inc.が、競合他社と比較して価値の高い特許ポートフォリオを有していることを評価した事例です。このような知的財産の評価が出資判断の際に考慮され、2023年4月にエプソングループインベストメント（株）によってNeurable, Inc.への出資が決定されています。



（注）LexisNexis PatentSightを使用し、当社作成 Patent Asset Indexは特許総価値

#### <共創・DX支援：共創パートナーとの共創スキームの構築を契約面からサポート>

「Epson 25 Renewed」においては、全て自前主義でやるのではなく、互いに理解・協力し合えるパートナーとともに新たな価値をスピード感を持って創造する「共創」を重視しています。

共創を円滑に進めるには、エプソンとパートナーにおいて、互いにとって望ましいビジネスの枠組みを構築することが重要です。その一方、共創において創出される知的財産の取り扱い、パートナーがスタートアップ企業の場合、ことのほか争点になりやすく、共創によるイノベーション創出の阻害要因になることがあります。

そこで、エプソンでは、共創に係る技術契約を支援する専任のチームを知的財産本部内に設け、共創スキーム検討の初期段階から、当該チームがワンストップで支援をする体制を整えています。

また、近年では、価値ある知的財産であるデータを活用したデータ利活用ビジネスや急速に進化するAIを活用したビジネスの検討も進んでいることから、当該データ利活用ビジネスやAI活用ビジネスとその契約形態を類型化し、類型に応じて迅速に関係者と契約が締結できるようにしています。

#### データ利活用ビジネスの一類型



#### <ブランド支援：知財ミックスを活用したブランドプロモーション（営業支援）>

エプソンは、ブランドを構築するには、（1）他社と差別化された獨創性、（2）一貫したブランドコンセプトを継続的にお客様に発信する一貫性・継続性、が重要と考えています。

（1）獨創性について、エプソンでは、商品の獨創技術および獨創デザインのプロモーションにおいて、それらが知的財産権により保護されていることを紹介することで、商品のオリジナリティの訴求を行っています。（2）一貫性・継続性については、上記の獨創技術や獨創デザインに対して商標権を取得し、獨創技術や獨創デザインを技術ブランド化、デザインブランド化することで、お客様に一貫してブランドコンセプトを継続的に発信しています。

一例としては、令和元年度改正意匠法を活用して取得した大判プリンターのレイアウト意匠権を営業支援に活用した活動があります。このようなエプソンの知的財産権を用いた営業支援活動は、社内外で高い評価を受けており、令和5年度「知財功労賞」も受賞しています。

出典：金融庁「記述情報の開示の好事例集2023」（2023年12月27日）を基に事務局にて加工（ハイライト部）

# 好事例として取り上げた企業の主な取組み（株式会社カプコン）

## 好事例として着目したポイント

➤ 経営戦略との関連及び企業価値向上の観点から、知的財産への投資戦略、保護及び活用の方針について、過去からの定量情報も含め具体的に記載

### 株式会社カプコン（1/1）有価証券報告書（2023年3月期） P20-21

戦略 指標及び目標

【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

#### (4) 知的財産

当社グループは、世界最高品質のコンテンツ（IP）を継続して生み出す開発力・技術力と、世界に通用する多数の人気IPを保有していることを強みとしております。これらを活用し、事業活動を通じて独自の人気IPを創出することに加え、「ワンコンテンツ・マルチユース戦略」により様々な分野に展開することで、事業の拡大を図っております。

今後も、当社グループの持続的・安定的な成長と「毎期10%営業利益増益」の中期経営目標達成のためには、IPを継続的に生み出すための投資およびグローバルにブランド認知の拡大・浸透が重要であると考えております。

また、当社グループは知的財産の活用および適切な管理・保護を図ることにより、企業価値の向上に努めております。

このため、以下の知的財産戦略の推進に取り組んでおります。

#### ・戦略および指標と目標

##### ア. 知的財産への投資

当社グループは、世界最高品質のIPを創出すべく、人材投資戦略の推進および当社独自の開発エンジン等の最先端技術の研究開発や開発環境構築のための積極的な成長投資を行っております。

加えて、当社グループの保有する豊富なIPとeスポーツや映像、ライセンスなどの周辺ビジネスとの連携を強化し、全世界へのコンテンツおよびコーポレートブランドの拡大・浸透を図ることにより、ブランド価値の向上に努めております。

以上の取組みに関する指標の実績および計画は以下のとおりです。

2023年3月31日現在

決算年月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月 (計画)
開発投資額（連結） （百万円）(注1)	27,038	25,843	25,375	29,862	37,719	45,000
販売タイトル数	297	305	301	304	307	—
販売国・地域数	222	220	216	219	230	—
ゲームソフト年間 販売本数(千本)	25,300	25,500	30,100	32,600	41,700	45,000

(注) 1. コンテンツ部分の金額を含めて記載しております。  
2. 上記指標の計画値は2023年5月10日公表の2024年3月期における計画であります。

#### イ. 知的財産の保護および活用

##### (ア) 知的財産の保護・権利化

当社グループは、積極的な特許・商標出願を推し進め、知的財産の保護・権利化に努めることにより、事業におけるグローバル展開のさらなる深化を図っております。

また、これらの権利化した特許をクロスライセンス契約等で活用することにより、ゲーム開発の自由度を向上させ、魅力的なコンテンツ作りを推進するとともに、当社グループの知的財産権の保護のため、侵害行為への対策の推進および侵害行為を検出した場合の削除等の対応により、知的財産の適切な管理・保護に努めております。

加えて、他社の知的財産権の侵害予防のための社内啓発活動などを実施しております。

##### (イ) 知的財産の創出・活用

当社グループは、知的財産部が事業部門や開発部門を一気通貫体制により、社内教育等を実施するなど、知的財産のリスクの管理や継続的な新規創出を支援しております。また、知的財産の価値の最大化と積極的な活用を推進し、企業価値の向上に努めております。

以上の取組みに関する指標の実績および目標は以下のとおりです。

2023年3月31日現在

決算年月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	目標
著作権等侵害削除対応件数(件) (注1)	1,052	1,922	4,993	4,136	6,940	(注2)
特許保有件数(件)	527	547	634	736	912	(注2)
商標保有件数(件)	2,817	3,733	4,699	5,043	5,523	(注2)

(注) 1. 当社グループのコンテンツの海賊版や知的財産権を侵害したとみられる画像・動画などの削除等の対応件数であります。  
2. 上記の各数値については、対象期の開発または発売タイトルラインナップなどにより変動等の影響を受けるため、具体的な目標値は開示しておりません。

出典：金融庁「記述情報の開示の好事例集2023」（2023年12月27日）  
を基に事務局にて加工（ハイライト部、赤枠部）